



2022年11月21日

各 位

会社名 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 相浦 一成
(コード：3769 東証プライム)
問合せ先 取締役副社長 村松 竜
(TEL. 03-3464-0182)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月21日開催の取締役会において、2022年12月18日開催予定の第29期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものです。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

改定前	改定後
第1条～第10条 条文省略 第3章 株主総会 第11条～第13条 条文省略 第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第1条～第10条 現行どおり 第3章 株主総会 第11条～第13条 現行どおり (削除)
<u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

改定前	改定後
(新設)	第14条(電子提供措置等)
第15条～第34条 条文省略	<u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第7章 附 則	第15条～第34条 現行どおり 第7章 附 則
第35条 条文省略	第35条 現行どおり
(新設)	第36条(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)
	<u>1. 定款第14条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> <u>2. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年12月18日
定款変更の効力発生日 2022年12月18日

以上